

大阪府営住宅の管理運営業務の変更協定書
(大阪市、中・南河内地区)

大阪府（以下「甲」という。）と日本管財株式会社（以下「乙」という。）との間に令和4年4月1日付けで締結した大阪府営住宅の管理運営業務の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1 頭書中

2. 履行場所を次のように改める。

- 八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市及び大阪狭山市に所在する大阪府営住宅（共同施設を含む。）
- 4. 指定管理料（5年間）「金5,509,886,690円（うち消費税及び地方消費税額金 500,898,790円を含む。）」を「金5,284,270,098円（うち消費税及び地方消費税額 金480,388,190円を含む。）」に改める。

2 第8条第1項中

「令和5年度 金1,096,310,600円」を「令和5年度 金1,039,906,452円」に改める。

「令和6年度 金1,100,332,310円」を「令和6年度 金1,043,928,162円」に改める。

「令和7年度 金1,104,106,740円」を「令和7年度 金1,047,702,592円」に改める。

「令和8年度 金1,104,692,600円」を「令和8年度 金1,048,288,452円」に改める。

3 第12条を次のように改める。

（個人情報の保護）

- 第12条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）及び別記2「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。
2. 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

4 別記1を次のように改める。

八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市及び大阪狭山市に所在する大阪府営住宅（共同施設を含む。）

管理対象の団地名称、構造、面積、住戸部分その他の部分及び共同施設については、「大阪府営住宅指定管理者募集要項」、「大阪府営住宅業務仕様書」、「大阪府営住宅管理業務説明書」、その他指定管理者の募集にあたって甲が示した事項（瓜破西住宅を除く）に定めるとおりとする。

ただし、指定期間内における団地の建替事業、除却、借上公営住宅の実施、大阪府営住宅の市町への移管などにより管理対象の団地数、管理戸数などが増減することがある。

また、指定の期間内に新たに整備される大阪府営住宅及び共同施設も管理の対象とする。

5 別記2 個人情報取扱特記事項第6第1項を次のように改める。

(再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務の全部又は一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 別記2 個人情報取扱特記事項第8中

「損傷」を「毀損」に改める。

7 別記2 個人情報取扱特記事項第9中

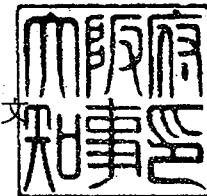
「収集」を「取得」に改める。

8 この協定の効力は、令和5年4月1日から生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和5年3月28日

甲 大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大 阪 府
代表者 大阪府知事 吉 村 洋 文



乙 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本省営株式会社
代表取締役社長 福 田 慎 太 郎
賃貸住宅管理者 国土交通大臣 (01) 第00000000号
登録年月日 令和3年10月4日

